

公益財団法人厚木市体育協会賛助会員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、厚木市体育協会定款（平成23年6月1日制定）定款第48条第2項の規定に基づき、公益財団法人厚木市体育協会（以下「体育協会」という。）の賛助会員について、必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、体育協会の目的及び事業に賛同する法人、団体及び個人で、会長の承認を得たものとする。

2 賛助会員の資格の期間は、入会した月から起算して1年間とする。

(入会手続)

第3条 賛助会員になろうとする者（以下「申請者」という。）は、入会申込書（第1号様式）に次条に規定する会費を添えて、入会の申込みをしなければならない。

2 前項に規定する入会の申込みをする場合において、申請者が、体育協会が指定する口座に会費を振り込むときは、前項に規定する入会申込書の提出を省略できるものとする。

(会 費)

第4条 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 法人及び団体会員 1口 年額10,000円

(2) 個人会員 1口 年額5,000円

2 前項に規定する口数は、これを制限しないものとする。

(会員の特権)

第5条 賛助会員は次の特典を享受することができる。

(1) 体育協会が刊行する情報誌の配布を無料で受けることができること。

(2) 体育協会情報誌、ホームページ、体育協会作成資料等に法人名、団体名及び個人名を掲載することができること。

(3) 体育協会が主催し、又は共催する研修会、セミナー等の情報提供を受けることができること。

(会費の使途)

第6条 第4条に規定する会費は、毎事業年度における当該年度の事業に使用する。

(除 名)

第7条 体育協会は、賛助会員が違法行為又は著しく道義にもとる行為をする等、賛助会員としてふさわしくないと認めるときは、理事会の決議により当該賛助会員を除名することができる。

- 2 体育協会は、前項に規定する賛助会員の除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退 会)

第8条 賛助会員は、退会通知を体育協会に提出することにより、いつでも退会することができる。

- 2 前項の規定により、賛助会員が退会する場合において、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改 廃)

第9条 この規定の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人厚木市体育協会賛助会員規程（平成6年3月29日施行）は、廃止する。

第1号様式（第3条関係）

財団法人厚木市体育協会賛助会員入会申込書

平成 年 月 日

（あて先）財団法人厚木市体育協会会長

氏名又は法人名
住所又は所在地

電 話 番 号

次のとおり入会を申し込みます。

1 口 数	口
2 会 費	円
3 備 考	入会后、本協会ホームページ及び情報誌等による氏名又は法人名の公表について <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません